

## <今号の内容>

1. 障害福祉サービス報酬改定に向けた関係団体ヒアリング (3/4)  
～厚生労働省 第 4 回障害福祉サービス等報酬検討チームを開催～
2. 報告書「今後の障害児支援の在り方について」について  
～厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会」とりまとめ～
3. 全国経営協「社会福祉法人 労務管理講座」の開催について
4. 新社会福祉法人会計基準準拠 社協・社会福祉施設職員会計実務講座 (通信課程)  
～平成 26 年度秋期課程 受講申込期間延長のお知らせ～

## 1. 障害福祉サービス報酬改定に向けた関係団体ヒアリング (3/4) ～厚生労働省 第 4 回障害福祉サービス等報酬検討チームを開催～

8 月 6 日 (水)、第 4 回障害福祉サービス等報酬改定チーム (主査：高鳥厚生労働大臣政務官) が開催され、平成 27 年度障害福祉サービス報酬改定に向け、障害福祉関係 8 団体を対象にヒアリングおよび質疑応答が行われた。

関係団体ヒアリングは、計 4 回を予定しており、次回 8 月 22 日がヒアリングの最終回となる。その後は、障害サービス別に報酬改定に向けた検討を行う予定。

### 【今回のヒアリング団体は以下のとおり】

- ・ (NPO) 難病のこども支援全国ネットワーク (難病ネット)
- ・ (NPO) 日本脳外傷友の会 (日脳会)
- ・ (一般社団) 日本筋ジストロフィー協会 (筋ジス協)
- ・ (NPO) 障害者インターナショナル日本会議 (障害者会議)
- ・ (一般社団) 日本 ALS 協会 (ALS 協)
- ・ (NPO) ALS/MND サポートセンターさくら会 (さくら)
- ・ 全国自立生活センター協議会 (自生協)
- ・ (NPO) 日本相談支援専門員協会 (専門協)

### 【各団体の主な要望内容】

- 難病ネット：活動制限や参加制約を包含する新たな障害の認定の必要性
- 日脳会：作業所利用者の自己負担が発生する最低ラインの引き上げ
- 筋ジス協：職員増員のための療育介護サービスの報酬単価の引き上げ
- 障害者会議・自生協：重度訪問介護の報酬単価の引き上げ
- ALS 協・さくら：訪問系サービスの喀痰吸引等支援体制加算の増額
- 専門協：サービス等利用計画作成費の報酬単価の引き上げ
- ※ 各団体からの意見は、次頁の URL に掲載されているヒアリング資料を参照。

## 【主な質疑応答の内容】

- 介護の担い手の質と量の確保について、資格要件を下げることで数を確保し、OJT トレーニングを通じて人材養成を行い、それに対して評価をすべきとの提案があったが、その理由と OJT の内容はどのようなものか（沖倉アドバイザー）
- ・介護職について介護福祉士資格を基本とする流れがある一方、オールマイティな介護職だけでなく、特定の利用者に対するスペシャリストも必要であると考えている（自生協）。
  - ・利用者の状態は様々であり、会話の口読みなど研修ではなく現場で一定の時間をかけないと学べないことがある。この領域の内容については、知識ではなく、個別の利用者に対峙してサービスの個別性を担保することが重要である（さくら）。
- 障害者自立支援センターにおける相談支援に関連して、セルフケアプランの作成のニーズが高まっているが、専門職の立場から考えるとどのような支援が考えられるか（萩原アドバイザー）
- ・相談支援専門員としては、セルフケアプランにかかる相談があった場合、まず障害福祉制度の全体像とセルフケアプラン自体の説明を行うこととなる。そのうえで、本人が自分自身で作成を希望する場合は必要に応じた個別支援を行い、なぜこのサービスが必要なのかを、専門職と一緒に確認するという支援が多い（専門協）。

次回は、8月22日（金）に関係団体ヒアリングの最終回を開催する予定である。  
当日の資料は下記 URL に掲載されている。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000053792.html>

## 2. 報告書「今後の障害児支援の在り方について」について

### ～厚生労働省「障害児支援の在り方に関する検討会」とりまとめ～

本紙 NO.16（8月5日号）で既報のとおり、「障害児支援の在り方に関する検討会」（座長：柏女霊峰淑徳大学教授）は、計10回にわたる検討会の結果を7月16日に報告書としてとりまとめた。

### 【報告書の主な内容】

#### （障害児支援の基本理念）

- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
- 障害児本人の最善の利益の保障
- 家族支援の重視

(今後の障害児支援が進むべき方向 (提言))

1. 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり
2. 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実
3. 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携
4. 家族支援の充実
5. 個々のサービスの質のさらなる確保

本検討会は、平成 27 年 4 月にスタートする予定の「子ども・子育て支援新制度」を踏まえつつ、平成 27 年度の報酬改定や障害者総合支援法施行 3 年後の見直しに併せて行う制度見直し等を視野に置いて、今後の障害児支援の在り方について検討するために開催された。

「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか、との副題が付された本報告書では、平成 24 年度からの新しい障害児支援制度への移行とその後の状況等を整理したうえで、今後の障害児支援の在り方を考える基本理念として

- ① 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- ② 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮
- ③ 障害児本人の最善の利益の保障
- ④ 家族支援の重視

を示している。

また、この基本理念を踏まえて、障害児支援を子育て支援の一環として行う体制を作っていくためには、ライフステージに応じた切れ目の無い支援の推進（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）を進め、現在の障害児通所支援や障害児入所支援の枠にとどまらず、他制度との連携を積極的に図っていくことが極めて重要であるとされている。

なかでも、子ども・子育て支援新制度の施行、その他の動きも踏まえた上で、「横の連携」に重点を置いた現場レベルでの密接な連携が求められるとしている。

グランドデザイン：地域における「縦横連携」を進めるために

- ① ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）
- ② 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）
- ③ 支援者の専門性の向上、専門職の確保
- ④ 障害児相談支援の推進（全体を「つなぐ」人を確保する）
- ⑤ 支援に係る情報の共有化（関係者が連携を進めるためのツールとする）
- ⑥ 障害児入所施設の入所児支援のための児童相談所等との連携

これらの現状認識および基本的な考え方に沿って、今後の障害児支援が進むべき方向性について、検討会がとりまとめた提言の柱立ては以下のとおりであり、厚生労働省に対しては、①平成 27 年度報酬改定の中で検討すべき事項、②障害者総合支援法の施行 3 年後の見直しの検討に併せて制度見直しを検討すべき事項、③長期的な検討が必要である事項に分けて整理し、まずは平成 27 年度の報酬改定に向け、障害児支援の充実について具体的な検討を行うとともに、制度改正が必要となる事項についてはさらに時間をかけ、関係者の意見も十分に聴取した上で検討を進めるべきとした。

### 今後の障害児支援が進むべき方向（提言）

#### (1) 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- ① 児童発達支援センター等を中心とした地域支援の推進
- ② 入所施設の機能の活用
- ③ 障害児相談支援の役割と拡充の方向性
- ④ 支援者の専門性を活かすための協働・連携の推進
- ⑤ 地域内の関係者の連携を進めるための枠組みの強化
- ⑥ 行政主体間の連携・市町村の関与のさらなる強化等

#### (2) 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ① 保育、母子保健等と連携した保護者の「気づき」の段階からの乳幼児期の障害児支援
- ② 教育支援委員会等と連携した小学校入学前の障害児の支援
- ③ 学校等と連携した学齢期の障害児の支援
- ④ 就労支援等と連携した上での学校卒業後を見据えた支援

#### (3) 継続的な医療支援等が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- ① 発達障害児への対応のための支援者のスキルアップ等
- ② 重症心身障害児者等に係る在宅医療等との連携

#### (4) 家族支援の充実

- ① 保護者の「子どもの育ちを支える力」の向上
- ② 精神面でのケア、カウンセリング等の支援
- ③ 保護者等の行うケアを一時的に代行する支援の充実
- ④ 保護者の就労のための支援
- ⑤ 家族の活動の活性化と障害児の「きょうだい支援」

#### (5) 個々のサービスの質のさらなる確保

- ① 一元化を踏まえた職員配置、専門職の確保等
- ② 入所施設的生活環境の改善等
- ③ 障害児の利用する障害福祉サービス等の拡充・適用拡大に向けた検討

加えて、少なくとも当面の間の対応として、関係部局間の連携をさらに一層推進することが極めて重要であり、厚生労働省においては、障害児支援を担当する障害保健福祉部は、一般施策としての子育て支援を担当する雇用均等・児童家庭局と密接に連携すること、さらに、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省との連携も併せて進めるべき、としている。

報告書は、下記 URL に掲載されているので参照いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050945.html>

なお、今年度、本会・障害福祉事業経営委員会では、今後、地域において障害者支援施設が提供すべき機能を検討する「障害者支援施設の在り方検討小委員会」と、制度の狭間にある福祉ニーズ等を把握し、その対応策を検討する「障害福祉サービスの在り方検討小委員会」の2つの小委員会を設置している。

後者の小委員会では、障害児支援の在り方をも含む障害福祉サービスに求められる機能や役割について検討を行い、年度内に報告書を取りまとめる予定である。

### 3. 全国経営協「社会福祉法人 労務管理講座」の開催について

平成 26 年 10 月 6 日（月）～7 日（火）、TFT ビル（東京都江東区）にて社会福祉法人 労務管理講座を開催します。

本講座は、本会がめざす「トータルな人材マネジメント構築」の基本となる労務管理の充実を図り、職員がやる気や主体性を発揮できる労働環境を整備することを目的に、最新の労働関係法令の動向にとどまらず、法人役員・労務担当者（管理者）の役割や職員を成長させる労務管理手法について学びます。

研修会の概要等は以下のとおりですので、積極的なご参加をお願いいたします。

なお、開催要綱は、会報経営協 9 月号に同封します。

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| (1) 開催期日      | 平成 26 年 10 月 6 日（月）～7 日（火）           |
| (2) 会場        | TFT ビル研修室 904～906（東京都江東区）            |
| (3) 参加対象      | 社会福祉法人の役員、労務担当者（管理者）                 |
| (4) 定員        | 250 名                                |
| (5) 参加費       | 会員 18,000 円、非会員 36,000 円（参加費含む、昼食代別） |
| (6) 締め切り      | 9 月 24 日（水）必着                        |
| (7) プログラム（予定） |                                      |

<1 日目／10 月 6 日(月)>

講義 I（導入）／13：00～13：30

「これからの社会福祉法人経営と労務管理」

「社会福祉法人アクションプラン 2015」に基づき、国民の期待に応え続ける社会福祉法人であるために各法人が取り組むべきこと、労務管理のあり方について共有します。

講師／全国経営協 研修委員長 湯川 智美

講義Ⅱ／13：30～17：00

「労働関係法令の動向と社会福祉法人をめぐる労務管理の課題」

今日の労働関係法令の動向と社会福祉法人における労務管理の課題から、職員の安全と健康を確保した労働環境を整備するために、社会福祉法人の役員・労務担当者（管理者）が果たすべき役割を学びます。

<2日目／10月7日(火)>

講義Ⅲ（演習）／9：30～15：00 ※途中、昼食休憩時間あり

「積極的な法人経営を実現するこれからの労務管理」

社会福祉法人が国民から必要とされる存在であり続けるためには、職員が成長を実感できる労働環境を整備し、職員のやる気や主体性を引き出ししていくことも必要です。

自法人の就業規則について、チェックリストに基づき問題点を把握するとともに、人事考課と連動した就業規則の作成方法について学びます。

また、労務管理に関する質疑応答（質問は事前提出）やワークショップによって、積極的な法人経営を展開するための労務管理のあり方について考えていただきます。

※当日、自法人の就業規則をご持参ください。

講義Ⅱ・Ⅲ 講師／平松労務事務所 所長・社会保険労務士 平松 和子 氏

#### 4. 新社会福祉法人会計基準準拠 社協・社会福祉施設職員会計実務講座（通信課程）～平成26年度秋期課程 受講申込期間延長のお知らせ～

標記講座は、社協と社会福祉法人をとりまく状況とその果たすべき役割を理解するとともに、組織の経営強化に向けて、「新社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務等に係る知識・技術を習得し、会計実務の向上を図ることを目的とします。

コースは、初級コース、中級コース（社協会計ならびに施設会計）を設定しており、受講される方の経験・習熟度に応じて選択いただけます。

なお、「新社会福祉法人会計基準」は平成27年度以降、すべての社会福祉法人が適用しなければならず、今回の秋期課程が完全移行前に学習できる最後の機会となります。

このたび、受講申込期間を下記のとおり延長いたしますので、特にこれから移行準備を進める社協・社会福祉法人等におかれましては、積極的な受講をいただきますよう、ご案内申しあげます。

- (1) 主催 全国社会福祉協議会 中央福祉学院
- (2) 受講期間 平成26年10月1日～平成27年3月31日（6ヵ月間）  
（通信授業と面接授業を実施します）
- (3) 対象・定員 社会福祉協議会ならびに社会福祉法人立の社会福祉施設・事業所等の  
会計実務担当者・役職員等 500名  
※その他の公益法人等が経営する社会福祉施設・事業所等の役職員行政

職員等「新社会福祉法人会計基準」に基づく会計実務を学習したい方の受講も可能です。

(4) 受講料 36,000 円 (教材費含む。ただし旅費・宿泊費は別途)

(5) 申込期限 平成26年8月22日(金) (必着)

(当初の申込期限(8月8日)から延長して受付いたします)  
(定員になり次第締め切ります)

(6) 問合せ先 全国社会福祉協議会・中央福祉学院 会計実務講座係  
TEL 046-858-1355 (平日 9:30~17:30) FAX 046-858-1356

※学習内容・申込方法については中央福祉学院ホームページをご覧ください。

<http://www.gakuin.gr.jp/>

## 会員法人の皆様

**本会ホームページをご活用ください！**

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

### 会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます(法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など)。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

(ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック)

### WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

(ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック)

#### <「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)